

年次射撃に伴う輸送等役務請負契約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約書及び仕様書に定めるところに従い輸送役務を履行するものとし、甲はその代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れぬ。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(秘密保全)

第8条 乙は、秘密保護に万全を期さなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の内容を第三者に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

- 3 乙は、前条の規定によりこの契約の履行を他の業者に委託し又は請負わせる場合においても、秘密の保全について万全の措置をとり、これを第三者に漏らさせてはならない。
- 4 乙は、乙の従業員又は下請負者の故意又は過失により秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れる事はできない。
- 5 乙は、秘密区分の指定のある特定防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）について、その輸送中取扱の慎重を期し、本役務に関係のない者に供覧してはならない。また、本役務に関係のある者に対しても、作業に必要な限度をこえて特定物件を供覧してはならない。
- 6 乙は、特定物件の写真撮影をしようとするときは、あらかじめ甲の許可を受けるものとする。
- 7 乙は、本役務に関係のない者をみだりに、特定物件の付近に立ち入らせてはならない。
- 8 乙は、特定物件の紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合及び秘密の漏洩又は漏洩の疑いが生じた場合若しくはおそれがある場合は適切な措置をとるとともに詳細をすみやかに甲に報告しなければならない。

（輸送計画書の提出）

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに輸送計画書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の輸送計画書を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（宰領官）

第10条 輸送の期間中、貨物の維持管理等のため宰領官が同行するものとする。

- 2 甲は、自己に代わって輸送役務の監督、検査を行うため監督官・検査官を宰領官の中から指名する。

（監督）

第11条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第12条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、乙が行った役務に関し契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

5 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(臨機の処置)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由によって、甲の貨物の輸送が困難になったとき、当初の輸送方法によることが出来なくなったとき及びその恐れがあるときは、速やかに甲の指示を求めるものとする。

2 前項において、乙は、運賃料金に影響を及ぼさない極めて軽易な変更のために、甲の指示を求める必要がないと認めるときは、甲の利益のために自己の裁量によって輸送方法等を変更することが出来る。ただし、この場合乙は速やかに甲に届け出るものとする。

(役務完了の報告)

第14条 乙は往路及び復路ごとに役務が完了したときは速やかに監督官に届け出るとともに甲に役務完了報告をするものとする。

(代金の請求及び支払)

第15条 乙は、役務を行った契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得たうえ、適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第16条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行うことができる。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、約定期間(第15条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(相殺)

第18条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(契約履行期限の猶予)

第19条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第20条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の契約履行期限の翌日から納入した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第21条 乙は、役務を行った契約物品の納入が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

(履行不能の通知)

第22条 乙は、当該契約の履行が不能となった場合は、その理由を明らかにして直ちに契約解除申請書を甲に提出するものとする。

(契約の変更)

第23条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

4 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第24条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務を行わなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を行うことができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相手の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第27条 甲は、第25条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第20条第3項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償責任)

第28条 乙は、自己又はその使用する者が貨物の受取、船積、積付、輸送、保管、荷揚及び引渡につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた貨物の滅失、損傷について損害賠償の責を負うものとする。

(損害の負担)

第29条 乙は、第31条により乙が甲の積荷に関わる甲を被保険者とする外航貨物海上保険、その他必要な保険を付保している場合は、支払われる保険金の範囲において損害を負担するものとする。

(損害の免除)

第30条 貨物の滅失、損傷等の原因が外航貨物海上保険、その他必要な保険に示す免責事由及び当該海上輸送にかかわる船荷証券の約款に定める免責事項に該当した場合は、賠償を免除するものとする。ただし、乙に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

(保険)

第31条 乙は、この契約に基づく輸送役務の履行に際して、仕様書の「輸送品目表」に示す貨物について外航貨物海上保険 (ICC(A))、その他必要な保険を付保するものとする。

2 第1項の外航貨物海上保険(ICC(A))、その他必要は保険の保険料率は、契約締結時の料率とし、その料率は、終始固定とする。

3 乙は、外航貨物海上保険(ICC(A))、その他必要な保険について、保険内容(別紙様式1)を甲に通知するものとする。

4 乙は、保険を付保したときは、その保険証券の写しを付保後10日以内に甲に提出するものとする。

(事故報告)

第32条 乙はこの契約に基づく輸送を完了することができないとき、又は貨物の滅失、損傷及び延着(第19条に基づき、あらかじめ甲の承認を受けた場合は除く。)等官側に損害を与えたときは、速やかにその旨を甲に報告するとともに、事故等証明書及び事故等報告書(別紙様式2)を提出しなければならない。

(調査)

第33条 甲は、役務について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(効力発生の時期)

第34条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は、受信した日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第35条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

事故等報告書

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

住 所
会社名
代表者

調達要求番号		契約番号	
契約年月日		契約履行期限	
単価		数 量	
件 名 (品 名)			
輸送役務物品名			

上記輸送役務物品について、別紙のとおり損傷事故の発生に伴い、契約条項第32条に基づき、報告いたします。

- 1 損傷の原因及び帰責に関する意見

- 2 修補等の可能性及び修補等の期間（要すれば所要概算費用）

- 3 当該契約履行に及ぼす影響

- 4 再発防止策

- 5 その他必要と認める事項